

## [事案 2020-271] 就労不能給付金支払請求

・令和3年4月6日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由による契約解除の取消しおよび就労不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

うつ病により令和元年9月から12月の間入院したことから、令和元年6月に契約した収入保障保険にもとづき就労不能給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして契約が解除されたうえ、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険加入が重複し保障金額が多すぎるという理由で不支払いとなり、契約も解除された。  
加入させておきながら、支払いの時になったら解除では納得できない。
- (2) 解除理由が、約款上の重大事由に該当するとのことだが、具体的に約款のどこにどう書いてあるのか教えてもらわないと納得できない。
- (3) 収入保障保険は本契約の他に2社、医療保険は1社に加入しているだけで、多額な保険には加入していない。
- (4) 他社保険ではすぐに支払われた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 弁護士見解から、特約の集中加入での過大付保により重大事由による解除とした。
- (2) 主契約も、約款規定により、特約解除に伴い、同じく重大事由による解除とした。
- (3) 本契約より前に加入した他社契約で、告知義務違反による契約解除となっていることから、当社においても告知義務違反が疑われる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 保険会社が行った「重大事由による解除」が相当か否かを判断するには、本契約および他社保険の加入経緯・動機、保険契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の保険契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状等を総合的に勘案して判断する必要がある。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、厳格な証拠調べ手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性がある。
- (3) しかしながら、当審査会では厳格な証拠調べ手続を有しておらず、また、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、第三者に対する尋問手続を有していないことから、公

正かつ適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当である。